

# 平成16年度において講じようとする観光政策

## 第1章 訪日促進を中心とする国際観光交流促進のための戦略的取組み

### 1 ビジット・ジャパン・キャンペーンを中心とした日本の魅力の戦略的なPR活動

#### (1) ビジット・ジャパン・キャンペーン事業

平成16年度から、重点市場として、平成15年度の5市場(韓国、米国、中国、香港、台湾)に加えて、英国、ドイツ、フランスを新たに対象とし、国・地方・民間共同による国を挙げてのキャンペーンである「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を展開する。

16年度事業の基本方針に基づき、重点市場ごとの旅行市場としての特性に応じて、平成15年度事業の中から、事業の実績・成果等を踏まえつつ、訪日外国人旅行者増大への効果が期待できるものを実施する。

トップセールスの実施、海外・国内の大規模な旅行博への出展、メディア関係者の招請、ビジット・ジャパン・キャンペーン現地推進会の立ち上げ、新聞、雑誌、テレビなどのメディアを通じたPR、全国的な理解、協力、支援を得るためのPR等

#### (2) 国際観光振興機構による広報・宣伝活動

「JNTO ウェブサイト」では、最新かつ魅力ある日本の観光情報を6言語で世界に発信する。

また、ビジット・ジャパン・キャンペーンの対象とならないタイ及びその周辺国、オセアニア州及びカナダの準有望市場に重点を置き、旅行会社、メディア向けのセミナーの開催、報道関係者の招請等による日本紹介記事・番組制作の支援を地方公共団体、民間等関係者と協力して実施する。

さらに地方公共団体、民間等の関係者と協力して、世界各地で開催される主要旅行見本市に出展参加し、訪日旅行の販売を促進する。

「旅フェア2004」及び「JATA WTF2004」の場を活用して、海外の有力旅行会社を招請して、国内のインバウンド関係者との商談会等を実施する。

#### (3) 在外公館等による日本の紹介活動

在外公館や国際交流基金は、日本の紹介活動を行う。また、我が国の国際放送の一層の充実を図る。

### 2 訪日外国人の受入れ・交流の促進

(1) 観光案内所において多言語での対応が可能となるような人材育成を図る。また、外国人旅行者等を適切に誘導する案内手法や、案内標識に盛り込むべき情報等の決定手法や景観への配慮方法の検討等により、外国人旅行者にもやさしい観光交流空間づくりの推進を図る。

(2) 外客来訪促進地域(通称「国際観光テーマ地区」)において観光空間形成に資する施設の整備に対して支援する。

(3) 外国人旅行者の利用に適した低廉な宿泊施設の紹介により外国人旅行者の国内旅行費用の低廉化を図る。

(4) 外国人総合観光案内所(TIC)の運営、善意通訳の普及、地域限定通訳案内業制度、外国人にもわかりやすい案内表示の整備のためのガイドラインの検討等を図る。

(5) 国際コンベンションの一層の振興を図るため、誘致の促進、開催の円滑化を柱とした総合的な施策を講じる。

(6) 2005年日本国際博覧会(愛・地球博)の開催に向けて、(財)2005年日本国際博覧会協会が行う会場建設等の実施を支援する。

- (7) 東アジア地域の複数都市において共通に利用できる交通系 IC カードの研究・実証実験の結果を踏まえ、課題について検討を行う。

### 3 外国人旅行者の訪日の円滑化

出入国管理、査証発給手続き、検疫、通関等の適正・迅速化等を図る。

### 4 世界の国々との観光交流強化の取組み

- (1) 世界観光機関(WTO)等の国際機関が行う観光関係の活動に協力する。また開発途上国への観光分野での国際協力を実施する。

## 第2章 国民の観光旅行促進のための取組み

### 1 休暇取得促進の啓蒙活動

- (1) 「長期家族旅行国民推進会議」が取りまとめる報告内容を広く国民に公表すること等により関係省庁とも連携しつつ、連続休暇の取得による長期家族旅行の普及に向けた国民各層の努力を促していくこととする。

### 2 旅行需要の喚起

- (1) 名古屋ドームにて開催される旅の総合見本市「旅フェア2004」を後援する。  
(2) 地理情報システムの導入支援等観光情報提供の高度化を図る。  
(3) 都市と農山漁村で行き交うライフスタイルの実現に向けた「オーライ!ニッポン」キャンペーン等を推進する。

### 3 日本人海外旅行の円滑化施策

- (1) 出入国管理の適正・円滑化、海外での感染症予防対策及び検疫の迅速化、通関の適正・迅速化等に努める。

## 第3章 観光交流空間の形成に向けた取組み

### 観光地の魅力の向上

- (1) 地域の個性を活かした魅力ある観光交流空間づくりのための自主的な取組みをハード・ソフトの両面から総合的に支援する「観光交流空間づくりモデル事業」を実施する。  
(2) 観光をテーマにした都市再生活動や、構造改革特区の提案、地域再生に向けた取組み等に対して、更なる支援措置の実現に向け対応する。  
(3) 観光カリスマ塾の開催による人材育成等の推進を図る。  
(4) 観光振興を成功に導いた人々を「観光カリスマ」として選定し、公表する。  
(5) インターネットで公開している「発見!観光宝探しデータベース」掲載内容の多言語化(英語)を図るとともに、適宜更新を行っていき、内容の充実を図る。  
(6) 地域の住民等の多様な主体が、地域の魅力を伸ばす空間整備に関する改善提案を行っていく活動等を「観光プラスワン大作戦」として支援するため、事例収集やマニュアル等を提示していく。  
(7) ルート周遊・広域観光に対応するため「広域観光テーマルート整備事業」に対して支援する。  
(8) グリーン・ツーリズムやエコツーリズム、またサイクルツアーやフィルムツーリズムの推進を図る。

(9) 北海道において、美しく個性的なドライブ環境や地域環境づくりを目指す「シーニックバイウェイ北海道」の本格展開を推進するほか、活力に満ちた農山漁村の形成に資する「わが村は美しく - 北海道」運動を推進する。また、火山災害遺構を保存するとともに自然、防災を学ぶ「洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想」の支援を行う。

(10) 沖縄において、新たに、バリアフリー観光の推進などの支援に取り組むとともに、観光振興地域等の整備、観光情報の共通プラットフォームの構築、観光人材の育成等を支援する施策を引き続き実施する。

このほか、エコツーリズムの推進や、世界遺産の周辺整備、体験滞在型交流の促進等、観光客の多様なニーズに対応するための施策の推進に努める。

「沖縄美ら海水族館」や「国立劇場おきなわ」を新たな観光拠点として活用を図る。

(11) 豪雪地帯、離島地域、奄美群島・小笠原諸島、半島地域の観光振興を推進する。

(12) 良好な街並み景観、農山漁村景観、水辺景観、道路景観などの形成を図る事業を推進するとともに、景観法（仮称）の制定や屋外広告物法・都市緑地保全法の一部改正を図る。

(13) 豊かな自然を活用した観光交流を支援するため、グリーンツーリズム、森林環境教育活動の場、里山林等における多様な利用活動、ホーストレッキング用馬の道、森の子クラブ活動推進プロジェクト、ふるさと自然ネットワーク、子どもパークレンジャー事業、リバーツーリズム等を推進する。

(14) 歴史的集落・町並み等を保存、整備し、文化遺産を活用した地域づくりの推進を図る。

(15) 高齢者・身体障害者等が楽しめるよう、交通機関や観光地におけるバリアフリー施設の整備等を推進するとともに、通行料金の割引等の措置を図る。

(16) 道の駅における情報提供や、駐車場案内システムの整備等を推進する。

(17) 自然公園、森林、河川・湖沼・山地流域、海、都市緑地、温泉、野生生物等の自然環境保全のための施策を推進する。

(18) 地域伝統芸能の活用や文化財・歴史的風土の保護・保存を図る

(19) 観光週間の実施、自然保護思想の普及、文化財愛護思想の高揚、ナショナル・トラスト活動の推進、観光地における美化対策の実施など、観光資源保護活動等の推進を図る。

(20) 博物館や国立劇場等の文化施設整備のための施策を推進する。

(21) 電源地域における公的観光レクリエーション施設、スカイレジャー用施設等の整備を行う。

(22) オートキャンプ場、国民保養温泉地、過疎地域におけるレクリエーション地区、森林・公園等を活用したレクリエーション施設、親水レクリエーション施設等観光レクリエーション施設の整備を図る。

また、「総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基本方針」を受け、道府県の基本構想の見直し、着実な進行管理、チェック機能の強化、ソフト面の一層の充実と地域間交流の促進や地域住民やNPO等による地域間交流等の取組に支援を行う。

#### 第4章 観光産業の育成・高度化に向けた取組み

1 旅行に関する消費者保護のため、旅行業法の円滑な実施を引き続き図るとともに、旅行業法を改正し、新たな旅行形態の設定、旅行業務取扱主任者制度・旅程管理研修制度の改善等を行い、旅行における消費者保護の拡充を図ることとしている。

2 ホテル・旅館業については、国際観光の基盤施設として宿泊施設の整備に対し、引き続き財政投融資を行うことにより支援するとともに、高齢者等の利用に配慮した宿泊施設の整備を図るため、「シルバースター登録制度」の普及に努める。

## 第5章 観光に係る安全確保のための取組み

- 1 日本人海外旅行者の安全確保のため、情報提供、広報活動を外務省海外安全相談センター等を通じ実施する。
- 2 台風・集中豪雨雪等観測予報体制の強化や気象等の情報の提供、防災情報の提供等の充実を図る。